

令和6年2月28日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進と対応要領について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、生活安全部長通達「子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進と対応要領について」（令和3年3月9日付け人少59）に基づき推進しているところであるが、子供と女性を対象とする性犯罪等（以下「性犯罪等」という。）及び声掛け事案について行為者を特定して検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）を強化し、性犯罪等及び声掛け事案の未然防止を図ることが重要であることから、引き続き同取組を推進するとともに、警察署における対応要領を示すことから、適正かつ効果的に諸対策を推進されたい。

なお、上記通達は廃止する。

1 定義

(1) 子供及び女性

「子供」とは18歳以下の者をいう。

「女性」とは19歳以上の性別が女性である者をいう。

(2) 性犯罪等

ア 性犯罪等の「性犯罪」とは、犯罪手口資料取扱規則第3条第8号に規定されたもののうち、以下のものをいう。

(ア) 不同意性交等

(イ) 不同意わいせつ

(ウ) 公然わいせつ

(エ) 性的姿態撮影等処罰法違反

(オ) 長野県迷惑行為等防止条例違反（卑わいな行為）

(カ) 軽犯罪法違反（身体露出、のぞき見、つきまとい）

(キ) その他、性的な目的による犯罪（建造物侵入、器物損壊、凶器携帯など）

イ 前記アのほか、不審者（第三者）からの行為によって、子供の生命又は身体を害する犯罪。

（殺人、強盗、暴行、傷害、脅迫、恐喝、学校侵入事犯など）

(3) 声掛け事案

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集と分析

ア 通報体制の強化

性犯罪等及び声掛け事案が発生した場合には、学校等から遅滞なく警察に通報が入るよう確実な協力体制を構築し、迅速な発生の把握に努めること。

イ 把握した事案に関する詳細な情報収集

把握した事案については、捜査員を迅速に現場急行させた上、被害者等からの事情聴取、現場周辺の聞き込み、防犯カメラの確認等、行為者特定のための詳細な情報収集を行うこと。

ウ 情報の分析

行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

また、再犯防止措置対象者に係る情報の活用を図ること。

エ (省略)

オ 被害記録及び手口記録の確実な作成

犯罪手口資料取扱規則により、被害記録又は手口記録を作成することとされている性的犯罪その他の犯罪を認知又は検挙した場合には、その所属において、被害記録又は手口記録を確実に作成するとともに、その内容が充実したものになるよう努めること。

(2) 事案に応じた検挙又は指導・警告の実施

特定した行為者に対しては、所要の捜査を行った上で、法令違反については迅速かつ確実に検挙措置を講じ、法令違反に至らない場合には、指導・警告措置を講じること。

(3) 他部門との緊密な連携

性犯罪等及び声掛け事案は、連続発生するケースが多いことから、刑事部門・地域部門等と緊密な連携を図り、先制・予防的活動を強化すること。

3 再発防止措置

(1) 行為者の特定に至らない場合は、再発防止を図るため、行為者と疑われる者に対して、言動に留意しつつ、積極的な職務質問等を行うこと。

(2) 性犯罪等及び声掛け事案の発生が懸念される危険箇所（地域）を把握した場合は、市町村等や管理者に対し、防犯カメラや防犯灯の設置等、危険を解消するための対応を働き掛けること。

4 情報発信

(1) 被害関係者から事情聴取する際は、「ライポくん安心メール」の配信に対する承諾の有無を確認し、一斉メール配信システムの活用を図ること。

なお、被害者が子供の場合は、保護者からメール配信及び学校等への通報の承諾を得ること。

(2) 行為者を検挙又は指導・警告した事案は、被害者に連絡するとともに、地域住民に対するタイムリーな情報発信を行い、不安感の解消に努めること。

5 報告

(省略)

6 留意事項

(1) 被害者からの事情聴取は、原則として被害者が希望する性別の警察官を充てるなど、二次的被害の防止措置を講じること。

(2) 声掛け事案の被害者が子供の場合は、原則として保護者の承諾を得てから聴取するとともに、聴取時間、聴取場所等に配慮すること。

(3) 「ライポくん安心メール」については、防犯教室、非行防止教室等あらゆる機会を捉え、生徒や保護者等に対し登録への働き掛けを行うとともに、地域安全ニュース、ミニ広報紙等の広報媒体に登録を促す記事を掲載（QRコードを添付）し、広く地域住民に周知して登録者の拡大を図ること。

担 当：人身安全・少年課（人身安全事態対処係）